

4. 生産者を含む食品関連業者の役割

- 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等と連携し、農林漁業や食品の製造・加工・流通に関する様々な体験や見学の機会を提供するよう努めます。
- 生産者と消費者の交流等に取り組みます。
- 安全、安心な食品の提供に努めます。
- 島根県の農林水産物等の安全性や品質の高さを積極的にPRします。
- 食品表示に関し、適切な情報提供を行います。
- 飲食店等におけるメニューの栄養成分表示等食に関する分かりやすい情報提供を行います。

5. 事業所の役割

- 従業員の健康管理、健康づくりに努めます。
- 従業員とその家族に健康や食に関する情報発信を行うよう努めます。

6. ボランティアの役割

- 地域に根付いた食文化の継承に努めます。
- 食に関する様々な体験の場を提供します。
- 学校、公民館等関係機関と連携し、より効率的な活動を進めます。
- 親子料理教室等を通じて食生活改善活動に取り組みます。

7. 行政の役割（県、市町村）

- 島根県食育推進計画及び市町村食育推進計画に基づき、関係部局が連携を図り、食育を推進します。
- 県及び圏域において、関係機関・関係団体間でのネットワークづくりを進め、島根らしい食育活動を促進します。
- 毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」にあわせて食育の周知を図るとともに、関係機関・団体等と協力して食育の推進に取り組みます。
- 食に関する調査等により、食生活に関する状況を適切に把握し、食育活動に活用します。

VI. 計画の推進体制とフォローアップ

1. 県における推進体制

庁内に設置している「島根県食育・食の安全推進会議」を主体に、食育に関する施策を総合的、計画的に推進します。

2. 食育の推進母体

関係機関・団体からなる「島根県食育・食の安全推進協議会」を食育の推進母体として、県民及び諸団体のニーズを把握し、本計画の円滑な推進を図ります。

推進にあたっては、島根県食育・食の安全推進協議会と健康長寿しまね推進会議、しまね地産地消推進協議会、青少年育成島根県民会議等他の既存協議会との連携を図ります。

3. 地域における推進体制

地域における食育を推進するためには、各圏域では食育ネットワーク会議や健康長寿しまね推進会議食の分科会等で情報を共有、実践に向けた連携を進めます。

また、市町村においては、各市町村で策定した食育推進計画に基づき、食育推進体制の構築、強化を図り、食育の取組の充実を図ります。

4. フォローアップ

各関係機関・団体等の行動計画を作成する等具体的な推進を図るほか、計画の進捗状況を客観的に把握できる指標を用いて施策の評価を行い、これを踏まえ施策の見直しと改善に努めます。

